

# 研 修 報 告 書

提出日 平成 30 年 8 月 23 日

以下のとおり研修の報告をいたします。

## 1 会派名及び受講者名

進政会 川内賢幸

## 2 研修先・テーマ及び日

◎平成 30 年 8 月 8 日(水)～8 月 10 日(金) 全国市町村国際文化研修所(滋賀県大津市)

テーマ：地方議員のための政策法務～政策実現のための条例提案に向けて～

内容：「地方議員と政策法務」帝京大学法学部 教授 井川 博 氏

「法制執務の基本」新潟大学経済学部 教授 宍戸 邦久 氏

条例演習 帝京大学法学部 教授 井川 博 氏

新潟大学経済学部 教授 宍戸 邦久 氏

## 3 研修報告

今回の研修では、3 日間の日程で議員提案による条例の制定をメインに学んだ。

研修では、全国から 63 名の市町村議員が集まり「空き家等の適正管理に関する条例」「議会基本条例」「地域支えあい活動推進条例」「住民参加・活動推進条例」を柱として、それぞれ希望の条例政策に取り組んだ。

私は、今後増え続ける空き家等に対してより政策的に対応をしなければならないという観点から「空き家等の適正管理に関する条例」の政策に臨んだ。

グループ構成員は、大和町議会議員 3 名、島本町議会議員 1 名、備前市議会議員 2 名、私の計 7 名で構成された。それぞれ、空き家等対策条例を持たない自治体であり、日常的に空き家等への相談や対応を受けている現状が見られた。

研修においては、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、特別措置法)を念頭に、法律を逸脱しない範囲で、いかに自治体の実情に合わせた条例を作成するか議論された。

結果として、研修 3 日目にはグループで作成した条例を発表することができた。

## 4 研修成果と市政反映

本市では、空き家等の対策に関する条例は制定されておらず「環境基本条例」において該当部分を大まかに補っているような実情があるが「空き家」との記述はない。

特別措置法の制定によって、空き家等の調査を行い、平成 29 年 4 月には「都城市空き家等対策計画」(以下、対策計画)が策定されている。

研修成果として、「特別措置法があれば条例は必要ないのでは」との声も聞かれる中、行政として今後深刻化する空き家等への取り組みについて、条例により明文化することで、行政と市民の果たす役割をしっかりと示し、より現実的な取組、自覚の中で対応を求める事

が出来るといった意見が出された。

また、条例作成の過程で特別措置法が定めている「特定空き家」に該当しない予備軍についても何らかの対応をとる必要があるとの意見が出され、条例の中に、特定空き家にさせないための行政の取組、所有者の取組を促す記述を入れるよう工夫された。

市政への反映については、今回作成した条例案を元に特別措置法や対策計画との整合性を図りながら、やはり条例制定を目指していきたい。

行政、所有者の役割、立場、対応を明確化することにより対処がしやすくなり、空き家等に対する意識も変わってくるものと考えている。

## 5 感想

研修を終え、条例制定の難しさを改めて感じた。法律や関連政策、関連条例との整合性を図りながら、条文を作成しなければならず、想いだけでは完成できない難しさも実感した。

しかしながら、年間を通じて多くの条例が制定、改正される中で条例の意図に関して、これまで以上の視点で審査をしていかねばならないこと、執行部ばかりが制定しがちな条例について、議会として、市の実情の即した有益な提案をする上でも、議員提案による条例の制定は、議員として、議会として大きな意味を持つことを改めて感じた。

今後、調査研究を重ね、本市の実情に即した対応を取れるようにしていきたい。